

# 令和7年度大野城市国民健康保険税 概算早見表

- ◆ この早見表は、**大野城市における「概算」の保険税**です。実際の保険税とは異なる場合があります。税率は毎年見直しが行われます。この概算早見表は令和7年度の税率で算出しています。
- ◆ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割及び平等割の減額）**が適用されていない金額です。所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。詳しくは市ホームページの「国民健康保険税 減額賦課早見表」をご覧ください。
- ◆ 国民健康保険税は、原則、「年10回払い」で納付していただきます。1回の納期に請求される保険税額は、1か月分の保険税額ではありませんのでご注意ください。

総所得金額等	年間保険税 (加入者1人あたり)		1か月あたりの保険税 (年間保険税÷12か月)	
	40歳～64歳の方	左記以外の方	40歳～64歳の方	左記以外の方
43万円以下	97,000円	78,000円	8,084円	6,500円
50万円	106,000円	85,300円	8,834円	7,109円
65万円	125,700円	101,200円	10,475円	8,434円
80万円	145,500円	117,200円	12,125円	9,767円
95万円	165,300円	133,200円	13,775円	11,100円
110万円	185,100円	149,200円	15,425円	12,434円
125万円	204,800円	165,100円	17,067円	13,759円
140万円	224,500円	181,000円	18,709円	15,084円
155万円	244,300円	197,000円	20,359円	16,417円
170万円	264,000円	212,900円	22,000円	17,742円
185万円	283,700円	228,800円	23,642円	19,067円
200万円	303,500円	244,800円	25,292円	20,400円
215万円	323,200円	260,700円	26,934円	21,725円
230万円	342,900円	276,600円	28,575円	23,050円
245万円	362,800円	292,700円	30,234円	24,392円
260万円	382,500円	308,600円	31,875円	25,717円
275万円	402,100円	324,500円	33,509円	27,042円
290万円	421,900円	340,500円	35,159円	28,375円
300万円	435,100円	351,100円	36,259円	29,259円
320万円	461,300円	372,300円	38,442円	31,025円
340万円	487,700円	393,600円	40,642円	32,800円
360万円	514,100円	414,900円	42,842円	34,575円
380万円	540,300円	436,100円	45,025円	36,342円
400万円	566,700円	457,400円	47,225円	38,117円
450万円	632,400円	510,500円	52,700円	42,542円
500万円	698,300円	563,700円	58,192円	46,975円
550万円	764,000円	616,800円	63,667円	51,400円
600万円	829,900円	670,000円	69,159円	55,834円
650万円	893,100円	723,100円	74,425円	60,259円
700万円	946,300円	776,300円	78,859円	64,692円
750万円	999,400円	829,400円	83,284円	69,117円
800万円	1,052,600円	882,600円	87,717円	73,550円
850万円	1,090,000円	920,000円	90,834円	76,667円

令和7年度国保税は、**令和6年中**（令和6年1月～令和6年12月）の**総所得金額等**から基礎控除額を引いた金額（課税標準額）をもとに算出します。

■「総所得金額等」とは、

給与所得・事業所得・不動産所得・配当所得・雑所得などを合計した合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。

**手取り金額や収入金額（年収）ではありません。**

■下記の書類でも所得金額の確認ができます。

○確定申告書（令和6年分）の控え

★確定申告書：⑫の金額を参照してください。

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○給与の源泉徴収票（令和6年分）

※給与収入のみの場合

「給与所得控除後の金額」を参照してください。

○公的年金等の源泉徴収票（令和6年分）

※年金収入のみの場合

「支払金額」から算出した年金所得を参照してください。

■年間保険税には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険税には上限があります。限度額は年度によって異なる場合があります。

【令和7年度 国民健康保険税 賦課限度額】

40～64歳の方： 1,090,000円

上記以外の方： 920,000円



大野城市PRキャラクター

注意事項

※40歳から64歳までの方は、介護保険分が併せて賦課されるため、保険税額が異なります。

※未就学児（誕生日が平成31年4月2日以降の方）は、均等割額が5割軽減（最大19,500円減額）されます。

※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。

※複数名の加入者がいる場合の計算は、加入者それぞれの年間保険税額（概算早見表 参照）を合計した後に、『2人目以降の加入者数 × 39,000円』（重複する平等割分）を差し引いてください。

# 給与収入・年金収入の所得額

## ◆給与収入

収入額	所得額
55万円以下	0円
100万円	45万円
120万円	65万円
140万円	85万円
160万円	105万円
180万円	118万円
200万円	132万円
230万円	153万円
250万円	167万円
300万円	202万円
350万円	237万円
400万円	276万円
450万円	316万円
500万円	356万円
550万円	396万円
600万円	436万円
650万円	476万円
700万円	520万円
750万円	565万円
800万円	610万円
850万円	655万円

## ◆年金収入（64歳以下）

※昭和35年1月2日以後に生まれた方

収入額	所得額
60万円以下	0円
100万円	40万円
120万円	60万円
150万円	85万円
175万円	約104万円
200万円	約123万円
225万円	約141万円
250万円	160万円
275万円	約179万円
300万円	約198万円

## ◆年金収入（65歳以上）

※昭和35年1月1日以前に生まれた方

収入額	所得額
110万円以下	0円
150万円	40万円
175万円	65万円
190万円	80万円
210万円	100万円
225万円	115万円
230万円	120万円
250万円	140万円
275万円	165万円
300万円	190万円
325万円	215万円
350万円	235万円

※年金所得は、公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合を想定し算出しています。公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,001万円以上の場合は、所得額が異なりますので、お問い合わせください。

### 計算（例）

年齢：63歳 収入：給与収入 300万円  
年金収入 100万円



所得：給与所得 202万円  
年金所得 40万円  
合計所得 242万円

※所得金額調整控除(最大10万円控除)は加味していません。

## 令和7年度大野城市国民健康保険税率

	所得割額	均等（人数）割額	平等（世帯）割額	賦課限度額
基礎分（医療保険分） （国保加入者全員）	課税標準額 ×7.54%	被保険者1人につき 28,000円	1世帯につき 28,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分 （国保加入者全員）	課税標準額 ×3.09%	被保険者1人につき 11,000円	1世帯につき 11,000円	260,000円
介護納付金分 （40歳以上65歳未満の人）	課税標準額 ×2.53%	被保険者1人につき 19,000円	—	170,000円

### <用語解説>

課税標準額・・・総所得金額等から基礎控除額を最大430,000円を控除した額です。  
（合計所得が2,400万円を超える場合、基礎控除額は変わります。）

基礎分（医療保険分）・・・国保加入者の方の医療費にあてるものです。

後期高齢者支援金等分・・・後期高齢者の方の医療費を、国保加入者が支援するものです。

介護納付金分・・・40歳から64歳の国保加入者の方の「介護保険料」にあたるものです。

【問い合わせ先】

大野城市市民生活部国保年金課

電話：092-580-1846